



訴 状

2018年(平成30年)3月30日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 升 味 佐 江 子



同 古 本 晴 英



同 秋 山 淳



同 井 桁 大 介



同 高 橋 涼 子



同 三 宅 千



警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 請求の趣旨

- 1 警察庁長官が平成28年7月15日付けで原告に対して行った、「保有個人情報管理簿」のうち、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第1号、第2号に係る保有個人情報管理簿の各記載欄を開示しないとした部分を取消す
 - 2 警察庁長官は、第1項の非開示とした部分を全部開示するとの決定をせよ
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 行政文書開示請求

(1) 行政文書開示請求

原告は、2016年（平成28年）5月15日付けで、警察庁長官（以下「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第4条第1項に基づき、下記文書の開示を請求した（甲1 行政文書開示請求書）。

記

「行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号、11号に該当する個人情報ファイルの作成義務の例外とされている個人情報ファイルの数、個人情報ファイルの名称、含まれる個人情報の概要のわかるもの」（以下「本件請求文書」という。）

(2) 本件請求文書

ア 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（行政機関個人情報保護法

第10条)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第10条第1項は、行政機関が「個人情報ファイル」（同法第2条第6項）を保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対して、同法第10条第1項各号の事項（①個人情報ファイルの名称（1号）、②当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（2号）、③個人情報ファイルの利用目的（3号）、④個人情報ファイルに記録される項目及び本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（4号）、⑤個人情報ファイルに記録される個人情報（5号）、⑥記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先（6号））等を通知しなければならないと規定している。

また、同法第10条第2項は、同項各号に定める場合（①国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル（1号）、②犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル（2号）等）には同条第1項は適用しないと規定し、事前通知の適用除外を定めている。

イ 本件請求文書

本件請求文書は、行政機関個人情報保護法第10条第2項第1号、第2号及び第11号に該当するとして総務大臣への事前通知の例外とされている個人情報ファイルの管理簿で、警察庁における個人情報の管理に関する訓令（平成17年3月25日付警察庁訓令第2号）の規定に基づき、警察庁の各課において、個人情報ファイルごとに作成し保管されているものである。

2 行政文書一部不開示決定、審査請求、裁決

(1) 一部不開示処分

処分庁は、本件請求文書について一部不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、2016年（平成28年）7月15日付け「行政文書開示決定通知書」により、その旨を原告に通知した（甲2）。

本件処分は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第1号、第2号に係る保有個人情報管理簿の各記載欄」を不開示とするもので、本件請求文書のうち、行政機関個人情報保護法第10条第2項第1号、第2号により事前通知の適用除外となる文書のうち、一部を不開示とし、同法第10条第2項第11号により事前通知の適用除外となる文書は全面的に開示するというものであった（甲2）。

また、本件処分は、同法10条2項1号、2号により事前通知の適用除外となる文書の一部を不開示とした理由について、「不開示とした部分には、治安情勢や犯罪情勢等を反映して作成される個人情報ファイルの名称、記録対象、収集方法等の国の安全や犯罪の捜査に関する情報及び当該情報を活用して行われる警察活動と密接に関連した情報が含まれており、公にすることによりこれら警察活動の実態が明らかとなり、犯罪行為を企画する者が対抗措置等を講じることを容易にする等、国の安全が害されるおそれ又は犯罪捜査に支障を及ぼすおそれが認められることから、法第5条第3号又は同条第4号に該当するため不開示とした。」（甲2）とした。

本件請求文書のうち、本件処分により部分的に開示された行政機関個人情報保護法第10条第2項第1号、第2号に係る保有個人情報管理簿（以下「部分開示文書」という。）は122通であったが、いずれも同管理簿の項目欄の記載（「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人

情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」、「備考」)のみが開示され、各項目の内容の記載事項はすべて不開示とされた(甲3 部分開示文書(抜粋))。

(2) 審査請求、裁決

原告は平成28年10月6日付で処分庁に対し審査請求を行ったが、処分庁は、平成29年10月2日付で、本審査請求を棄却する旨の裁決をし(甲4 裁決書)、同日ころ、原告に通知された。

3 本件処分の違法性

(1) 情報公開法第5条第3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

また同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(2) 前記のとおり、処分庁は、本件処分において、不開示とした部分開示文書の各記載欄を、情報公開法第5条第3号又は同条第4号に該当するとの理由で一律に不開示とした。

しかし、保有個人情報管理簿の各項目は、「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」、「備考」であるところ(甲3)、これらのすべての項目のすべての記載事項について、「国の安全や犯罪捜査に関する情報及び当該情報を活用して行われる警察活動と密接に

関連した情報」で「公にすることによりこれら警察活動の実態が明らかとなり、犯罪行為を企図する者が対抗措置を講じることを容易にする等、国の安全が害されるおそれ又は犯罪捜査に支障を及ぼすおそれが認められる」とは到底考えられない。本件処分は、全く情報公開法第5条第3号又は第4号に該当しないにもかかわらず不開示としたか、あるいは同法第5条第3号、第4号該当性を恣意的に広く抽象的に判断したものとしか考えられない。

例えば、管理簿の「名称」「記録される項目」「保有開始年月日」などは、それ自体の記載のみでは個人情報収集していること以上の事実は明らかにならず、国の安全や犯罪捜査に支障を及ぼすおそれなど生じないことは明らかである。また、他の項目についても、部分開示文書（甲3）によれば、各記載欄には相当の分量があるところ、各記載欄の記載の全部が国の安全や犯罪捜査に具体的な支障を及ぼすおそれのある記載であるとは考えられない。

(3) 以上のとおり、本件請求文書の不開示部分すべてが、情報公開法第5条第3号又は同条第4号の不開示情報に該当するとして不開示とした処分庁の判断は明らかな誤りであり、違法である。

4 義務付けの訴えについて

本件義務付けの訴えは、いわゆる申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）に該当し、本件処分が取り消されるべきときは提起できる（同法第37条の3第1項）。

これまで述べてきたとおり、本件請求文書に関する本件処分は取り消されるべきものであり、不開示情報該当性はない。

したがって、警察庁長官が開示決定をすべきであることは情報公開法第5条の規定からも明らかである（行政事件訴訟法第37条の3第5項）。

以上より、義務付け訴訟の要件を充足しているから、本件請求文書の全部開

示決定を行うよう命ずることを求める。

第3 結語

よって、原告は、本件請求文書に関する本件処分の取消しと、被告に対し本件請求文書の全部開示決定を行うよう命ずることを求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書	2通
3	甲号証写し	各2通
4	資格証明書	1通
5	訴訟委任状	1通

別紙

当事者目録

〒160-0008

東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

代表者理事長 三 木 由 希 子

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-6 第二扇屋ビル8階

仙石山法律事務所

電 話 03-5401-1307

FAX 03-5401-1308

原告訴訟代理人弁護士 升 味 佐 江 子

〒102-0083

東京都千代田区麴町2-2 KIHOFビル3階

麴町国際法律事務所（送達場所）

電 話 03-3237-7501

FAX 03-3237-7448

同 古 本 晴 英

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-1 四谷三菱ビル5階

原後綜合法律事務所

電 話 03-3341-5271

FAX 03-3359-5975

同 秋 山 淳

〒100-8385

東京都千代田区丸の内2-1-1 丸の内マイプラザ

あさひ法律事務所

電 話 03-5219-0002

FAX 03-5219-2221

同 井 桁 大 介

〒190-0023

東京都立川市柴崎町3-11-8 ドゥエールエモン102

原後綜合法律事務所立川事務所

電 話 042-512-5786

FAX 042-512-5789

同 高 橋 涼 子

〒102-0074

東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階

早稲田リーガルコモンズ法律事務所

電 話 03-6261-2880

FAX 03-6261-2881

同 三 宅 千 晶

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

代表者法務大臣 上 川 陽 子

(処分行政庁の表示)

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2-2-1

警 察 庁 長 官 栗 生 俊 一